

奥州市上下水道事業告示第22号

奥州市農業集落排水事業分担金条例(平成18年2月20日条例第285号)第3条の規定により、排水区域を次のとおり定める。

令和6年7月3日

奥州市長 倉 成 淳

1 排水区域

江刺地域

広瀬字川原の一部区域

前沢地域

白山字八幡、白山字学堂、生母字斎田の一部区域

衣川地域

七日市場の一部区域

2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。